

奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員三人以内で組織する。

2 委員は、再生可能エネルギー、防災対策等に關し優れた識見を有する者の中から知事が委嘱する。

(任期)

第三条 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、地域振興部エネルギー政策課長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致をもつて決する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、地域振興部エネルギー政策課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業

評価委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 ・ 職 名
阪元 勇輝	奈良学園大学情報学部 準教授
木村 玲欧	兵庫県立大学環境人間学部 準教授
遊津 隆義	奈良県地球温暖化防止活動推進センター長